

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成22年8月5日(2010.8.5)

【公表番号】特表2009-541936(P2009-541936A)

【公表日】平成21年11月26日(2009.11.26)

【年通号数】公開・登録公報2009-047

【出願番号】特願2009-516522(P2009-516522)

【国際特許分類】

H 01 M	6/08	(2006.01)
H 01 M	4/06	(2006.01)
H 01 M	4/50	(2010.01)
H 01 M	2/02	(2006.01)
H 01 M	6/06	(2006.01)

【F I】

H 01 M	6/08	A
H 01 M	4/06	U
H 01 M	4/06	E
H 01 M	4/50	1 0 1
H 01 M	2/02	E
H 01 M	6/06	B

【手続補正書】

【提出日】平成22年6月14日(2010.6.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

密封された容積を定める容器と、

前記容器内に配置され、二酸化マンガンを含むカソードと、

前記容器内に配置され、亜鉛を含み、アノード容積に対する亜鉛重量の比が1.80g/cm<sup>3</sup>未満であるアノードと、

前記容器内に前記アノード及びカソードに接触して配置されるアルカリ性電解質と、

前記容器内に配置される水とを含み、前記二酸化マンガンに対する前記水の重量比が0.28より大きく、

二酸化マンガンに対するKOHの重量比が、0.16より大きいことを特徴とする電気化学セル。

【請求項2】

前記アノード容積に対する亜鉛重量の比が、1.70g/cm<sup>3</sup>未満であることを特徴とする請求項1に記載の電気化学セル。

【請求項3】

前記アノード容積に対する亜鉛重量の比が、1.60g/cm<sup>3</sup>未満であることを特徴とする請求項1に記載の電気化学セル。

【請求項4】

亜鉛に対する水の重量比が、0.65より大きいことを特徴とする請求項1に記載の電気化学セル。

【請求項5】

亜鉛に対する水の重量比が、0.70より大きいことを特徴とする請求項1に記載の電気化学セル。

【請求項6】

前記二酸化マンガンに対する水の重量比が、0.30より大きいことを特徴とする請求項1に記載の電気化学セル。

【請求項7】

前記二酸化マンガンに対する水の重量比が、0.32より大きいことを特徴とする請求項1に記載の電気化学セル。

【請求項8】

前記セルが円筒形のAAサイズのセルであり、前記カソードが9.144mm(0.360インチ)より大きい内径を有するように形成されることを特徴とする請求項1に記載の電気化学セル。

【請求項9】

前記カソードが、9.271mm(0.365インチ)より大きい内径を有することを特徴とする請求項1に記載の電気化学セル。

【請求項10】

前記カソードの内径が、9.4234mm(0.371インチ)であること特徴とする請求項1に記載の電気化学セル。

【請求項11】

前記二酸化マンガンが、電解二酸化マンガンであることを特徴とする請求項1に記載の電気化学セル。

【請求項12】

亜鉛に対する水酸化カリウムの重量比が、0.35より大きいことを特徴とする請求項1に記載の電気化学セル。

【請求項13】

亜鉛に対する水酸化カリウムの重量比が、少なくとも0.40であることを特徴とする請求項1に記載の電気化学セル。

【請求項14】

二酸化マンガンに対するKOHの重量比が、少なくとも0.18であることを特徴とする請求項1に記載の電気化学セル。

【請求項15】

前記容器が、シール部材によって密封閉鎖される開放端を有する円筒形容器を含むことを特徴とする請求項1に記載の電気化学セル。